

政策目的随意契約による物品等の調達について（契約前公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第100条第2項第2号の規定により公表する。

令和6年6月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約する内容

(1) 調達物品名及び数量

富山県障害者計画（第5次）（本体版） 1,000部

富山県障害者計画（第5次）（概要版） 4,000部

(2) 調達物品の規格等

A4・表紙4色・本文1色・約100ページ（本体版）

A4・4色・約8ページ（概要版）

(3) 納入期限

令和6年7月31日（水）

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：富山市新総曲輪1番7号

所 属：富山県厚生部障害福祉課 管理係

連絡先：TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494

2 契約の相手方の選定基準

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設であること。

(2) (1)に掲げる施設のうち、他都道府県に所在する施設にあっては、その指定の写し等を見積書に添付すること。

3 契約の相手方の決定方法

(1) 2の選定基準を満たす施設のうち、最低の価格の見積書を提出した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合であって、当該見積書の価格が予算の範囲内であるときは、当該施設と契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提 出 期 限

令和6年6月20日（木）

(2) 提 出 先

住 所：富山市新総曲輪1番7号

所 属：富山県厚生部障害福祉課 管理係

連絡先：TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494